

鹿角市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和 8 年 8 月 2 7 日

鹿角市下水道事業

鹿角市長 笹 本 真 司

鹿角市企業管理規程第 4 号

鹿角市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程

鹿角市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程（令和 2 年鹿角市企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号の 2 を次のように改める。

様式第 1 号の 2 （第 3 条関係）

年度 農業集落排水事業受益者分担金
納付通知書

〒

この通知書に記載された金額を各納期限までに
納付して下さい。

年 月 日

鹿角市下水道事業
鹿角市長

分担金決定額	円
納付年数	年
納付済金額	円
本年度納付金額	円

期別	納期限	納付額
第 1 期	年 月 日	円
第 2 期	年 月 日	円
第 3 期	年 月 日	円
第 4 期	年 月 日	円

通 知 書 番 号

（裏面）

- 1.賦課の根拠
農業集落排水事業受益者分担金…地方自治法第 224 条及び鹿角市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成 12 年鹿角市条例第 43 号）第 4 条第 1 項の規定によって賦課します。
- 2.納期限までに納付されない場合の措置
①延滞金…納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該納付額に次の年割合を乗じて計算した金額が徴収されます。

納期限の翌日から 1 箇月を経過する日まで	延滞金特別基準割合※に 1.0%を加算した割合（ただし、上限は 7.3%）
納期限の翌日から 1 箇月を経過した日以降	延滞金特別基準割合※に 7.3%を加算した割合（ただし、上限は 14.6%）

※延滞金特別基準割合…当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1.0%の割合を加算した割合

②納期限までに完納しないため督促を受け、かつその督促状に規定した期限までに完納しない場合は、滞納処分を受けることがあります。
3. この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、鹿角市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この通知書の決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。先の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、鹿角市を被告として（訴訟において鹿角市を代表する者は、鹿角市下水道事業管理者の権限を行う鹿角市長となります。）。この通知書の決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) この通知書の決定により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 4.受益者又は納付代理人を変更したとき、住所・事業所等を変更したときは申告してください。

【納付場所】

便利で安心な
口座振替をおすすめします。

申込先：秋田銀行及び郵便局
持参する物：預金通帳、通帳のお届け印、納付通知書（口座振替依頼書は金融機関にあります。）

※口座振替の開始は申込みされた月の翌月以降からとなります。

附 則

この規程は、令和 8 年10月 1 日から施行する。